

奥州市障がい者計画

第3期 令和8年度～令和14年度

(2026年度～2032年度)

策定：令和8年3月

奥州市

目 次

「障害」と「障がい」の使分け	1
【序 章】 奥州市障がい者計画の基本的な考え方	3
1 計画策定の背景と趣旨	4
2 計画の性格と期間	7
3 計画の基本理念、体系	8
4 計画の推進	11
【第1章】 総論	13
第1節 奥州市の現状	14
第2節 障がい者の状況	15
【第2章】 各論	19
第1節 障がい・障がい者理解の推進	20
重点目標1 ノーマライゼーション意識の普及・啓発活動の推進	
重点目標2 福祉教育の推進	
重点目標3 交流・ふれあいの推進	
重点目標4 障がい者への情報提供手段の充実	
重点目標5 障がい者に対する虐待や不利益な取扱いの防止	
重点目標6 意思決定の支援	
第2節 保健・医療・福祉の充実	23
重点目標1 障がいへの理解と重症化予防意識の高揚	
重点目標2 障がいの発生予防とリハビリテーションの推進	
重点目標3 障がい者の健康づくりと疾病予防	
重点目標4 障がい者及び家族の支援	
重点目標5 医療的ケア児及びその家族に対する支援	
第3節 個性に応じた学びの充実	26
重点目標1 障がい児支援事業の充実	
重点目標2 就学相談・指導の充実	
重点目標3 学校教育の充実と推進	
第4節 就労を通じた社会参加の拡大	29
重点目標1 雇用の場の拡大	
重点目標2 一般就労への移行促進	
重点目標3 工賃水準の向上のための取組み	
第5節 地域生活支援の充実	32
重点目標1 相談支援体制の整備	
重点目標2 地域生活支援の充実	

重点目標3	地域生活移行支援	
重点目標4	地域生活の安定向上	
重点目標5	重層的支援体制の構築	
第6節	人材育成とボランティア活動の充実	37
重点目標1	専門従事者の育成・確保	
重点目標2	ボランティア活動の推進	
重点目標3	研修体制の充実	
第7節	安心して暮らせるまちづくりの推進	39
重点目標1	ひとにやさしいまちづくりの推進	
重点目標2	住宅・生活環境の整備促進	
重点目標3	交通手段の整備充実	
重点目標4	安心・安全な地域づくりの推進	
第8節	スポーツ文化活動の推進	42
重点目標1	スポーツ・レクリエーションの推進	
重点目標2	文化・芸術活動の推進	
【第3章】	計画の推進に向けて	45
1	計画の推進体制	
2	地域における各種関係団体、民間企業等との連携	
3	近隣市町との連携による事業の推進	
	ライフステージごとの支援体制	
	奥州市地域自立支援協議会及び各専門部会の構成図	
巻末資料		49

～ 「障害」と「障がい」の使分け ～

昭和24年の身体障害者福祉法の制定以降、身体、知的及び精神に関する障がいやそれらの状態にある人を表す言葉として、「障害」や「障害者」という表現が広く使われています。

一般的に「害」の字には、「災い」や「そこなう」などの否定的な意味があります。身体、知的及び精神に関する障がいは、本人の意思ではない生来のものや、病気・事故などに起因するものであることから、その人を表すときに「害」の字を用いることは、人権尊重の観点からも好ましくないと考えられてきた経緯があります。

平成12年に東京都多摩市が「障がい」の表記を採用して以降、地方自治体を中心に「害」の字をひらがな表記する取扱いが広がりました。

本市においても、平成20年以降、行政文書等を作成する際には、下の表のとおり特定の場合を除いて、ひらがなを使って表記しています。

なお、このような流れから、平成22年に内閣府が「障害」の表記についての検討を行い、これからの表記として「障害」、「障がい」、「チャレンジド」などの候補を挙げましたが、特定の表現への決定には至らず、国として当面は「障害」を用い、今後一定の結論を得ることを目指すこととなっています。

【本市の取扱い】

「障害」を使う場合	<ul style="list-style-type: none">・法律名、政令名、省令名、規則名、例規における人の状態を表す言葉、団体の名称、施設の名称、固有名詞（国の事業、制度名称、医療用語、専門用語等）など漢字を使って表記する言葉 例) 障害者総合支援法、国立障害者リハビリテーションセンター、身体障害者手帳、大動脈弁狭窄症による心臓機能障害・人の状態を表さない言葉 例) システム障害
「障がい」を使う場合	<ul style="list-style-type: none">・上記以外で人の状態を表す言葉 例) 障害者⇒障がい者、障がいのある人（方） 身体障害、視覚障害⇒身体障がい、視覚障がい 障害福祉⇒障がい福祉 障害種別⇒障がい種別

序章

奥州市障がい者計画の基本的な考え方

Ⅰ 計画策定の背景と趣旨

市町村は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に定める「障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に定める「障害福祉計画」及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に定める「障害児福祉計画」の3つの計画を定めることとなっております。

障害者計画は、国の障害者基本計画や都道府県障害者計画を基本として保健・医療・福祉・教育・就労・住宅・まちづくり・防災など多岐にわたる障がい福祉施策を総合的かつ横断的に推進することを目的としています。

障害福祉計画は、国の基本指針に即して福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関することや各年度における福祉サービス等の必要な見込量、その確保のための方策を定め、障がい者の現状を把握するとともに、将来の動向についての予測を行い、これらに基づいて今後の障がい福祉施策を効果的に推進していくことを目的としています。

障害児福祉計画は、国の基本指針に即して障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関することや各年度における福祉サービス等の必要な見込量、その確保のための方策を定め、障がい児の現状を把握するとともに、将来の動向についての予測を行い、これらに基づいて今後の障がい児福祉施策を効果的に推進していくことを目的としています。

奥州市では、障がい福祉の基本方針を定める「障がい者計画」として、第1期（計画期間：平成22年度から平成29年度）及び第2期（計画期間：平成30年度から令和7年度）の計画を策定しました。

また、その実施計画に相当する「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を第1期（計画期間：平成18年度から平成20年度）を策定し、その後3年度毎に更新してきました。

これにより、「障がいのある人の自立を支援し、地域で安心して暮らせる社会の実現」を目指して取り組んでいるところです。

このたび、第2期奥州市障がい者計画が令和7年度をもって期間終了となることから、令和8年度から新たに始まる「第3期奥州市障がい者計画」を策定するものです。

障害者基本法第11条第3項 抜粋

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項 抜粋

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法第33条の20第1項 抜粋

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

【策定の方向性】

第3期障がい者計画の策定にあっては、国の「障害者基本計画（第5次）」、県の「岩手県障がい者プラン」を踏まえるとともに、「奥州市基本構想」、「奥州市総合計画」（平成29年度～令和8年度）、「第4期奥州市地域福祉計画」（令和8年度～令和12年度）及びその各分野別計画との整合性を図りました。さらにSDGsの視点も意識したものとしました。

また、前期計画見直し後に施行された、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）（令和4年法律第50号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（令和4年法律第104号）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」（「改正障害者差別解消法」）（令和3年法律第56号 令和6年4月1日施行）、「手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）（令和7年法律第78号）」をはじめとする制度改正や社会情勢の変化等を考慮するとともに、これまでの本市における施策の取組についても見直しに反映させたところです。

なお、当該計画における主要施策（事業）の数値目標については、「第7期奥州市障がい福祉計画」及び「第3期奥州市障がい児福祉計画」として独立した計画となっており、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間としておりますので今回の策定対象とはしておりません。

【SDGsに対応した計画推進】

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年に国連の全加盟国が合意した世界共通の目標で、2016年から2030年の15年間に、国際社会が取り組む17の目標が掲げられています。

本計画の基本目標である「障害のある人の自立を支援し、地域で安心して暮らせる社会の実現」を目指すための取組は、SDGsの17の目標（ゴール）のうち、「3 全ての人に健康と福祉を」など、9つのゴールに関連します。

本計画の推進は、これらの課題解決につながっていきますので、国の動向等を見ながら、障がいに関する福祉施策に取り組んでまいります。

また、市でもSDGsに資する取り組みを、市民とともに身近なものとして取り組めるよう、市の特徴などを取り入れた「奥州市版SDGs」が令和3年11月に作成されていることから、本計画ではSDGsのアイコンとともに関連する「奥州市版SDGs」のアイコンも表示しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

Oshu SDGs

1 貧困をなくそう

3 すべての人に健康と福祉を

4 質の高い教育をみんなに

1 共に生きる社会の実現を

3 心身の健康としあわせをみんなに

4 自由に学べる環境をみんなに

5 ジェンダー平等を実現しよう

8 働きがいも経済成長も

10 人や国の不平等をなくそう

5 お互いを尊重し合おう

8 働きがいのあるまちをつくらう

10 市民に公平なまちづくり

11 住み続けられるまちづくりを

16 平和と公正をすべての人に

17 パートナーシップで目標を達成しよう

11 安心と魅力のあるまちづくり

16 誰もが安心・安全を感じられる社会

17 みんなが「つながる」まちづくり

2 計画の性格と期間

『奥州市障がい者計画』では、「基本的な考え方」、「総論」、「各論」、「推進体制」を、『奥州市障がい福祉計画及び奥州市障がい児福祉計画』では「数値目標」を定めています。

奥州市障がい者計画は、第1期、第2期と8カ年を計画期間として策定しておりましたが、『奥州市障がい福祉計画及び奥州市障がい児福祉計画』は、国が3年ごとに設定する基本指針に合わせて、3年を1期として策定するとなっていることから計画期間に齟齬が生じておりました。

今回策定する、第3期奥州市障がい者計画では計画期間を7カ年計画とし、令和8年度から14年度(中間見直しは令和11年度)までとしました。

このことにより、第3期奥州市障がい者計画の終期と、今後計画していく第9期障がい者福祉計画・第5期障がい児福祉計画の終期が令和14年度となることから、終期は一致し、令和15年度には、3つの計画は同時に始期を迎えることとなります。

今後の策定期間については、次の表のとおりとなっています。

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
奥州市障がい者計画	第2期：平成30年度～令和7年度		第3期：令和8年度～令和14年度							第4期	
			見直し				中間見直し			見直し	
奥州市障がい福祉計画 奥州市障がい児福祉計画	第6期	第7期障がい福祉計画		第8期障がい福祉計画			第9期障がい福祉計画		第10期		
	第2期	第3期障がい児福祉計画		第4期障がい児福祉計画			第5期障がい児福祉計画		第6期		
	見直し			見直し			見直し			見直し	

3 計画の基本理念、体系

奥州市総合計画の「地域の個性がひかり輝く 自治と協働のまち奥州市」の目指すべき都市像のもと、2つの戦略プロジェクト及び6つの大綱を定めまちづくりを展開していますが、その1つとして、「健康で安心して暮らせるまちづくり」を掲げています。これは、どのような立場にある人でも、生涯にわたって健康的で安心した生活を送ることができるまちづくりを推進しようとするものです。

奥州市障がい者計画は、この総合計画の大綱を福祉的観点から具体化するものです。

この計画では、「ノーマライゼーションの理念の実現」を基本理念に、障がい者が自らの生活を自らの責任で営むことを基本に、障がいの有無にかかわらず地域住民との交流を進め、共に支えあう地域社会の形成を図っていくため、計画の基本目標を「障がいのある人の自立を支援し、地域で安心して暮らせる社会の実現」とします。

また、基本目標の実現に向けて、日常生活や社会生活を送るうえで重要となる6つの視点から、障がい福祉に関わる様々な施策を総合的かつ横断的に進めます。

【基本理念】

ノーマライゼーションの理念の実現

【基本目標】

障がいのある人の自立を支援し、地域で安心して暮らせる社会の実現

【施策推進のための6つの視点】

- 1 お互いに支えあう地域社会の実現
- 2 自立した地域生活の支援
- 3 安心して利用できる福祉サービスの充実
- 4 権利擁護と社会参加の促進
- 5 健康づくりとリハビリテーションの推進
- 6 ひとにやさしいまちづくりの推進

奥州市障がい者計画の位置付け

奥州市総合計画



奥州市地域福祉計画

子育て環境の充実

奥州市こども計画 など

健康づくりの推進

奥州市健康増進計画・奥州市自殺対策計画
など

高齢者支援の推進

奥州市高齢者福祉計画・
奥州市介護保険事業計画 など

医療の充実

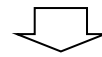
奥州市地域医療介護計画 など

障がい福祉の推進

奥州市障がい者計画

～障害者基本法に基づく計画～

本市における障がい福祉施策全般に関わる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画

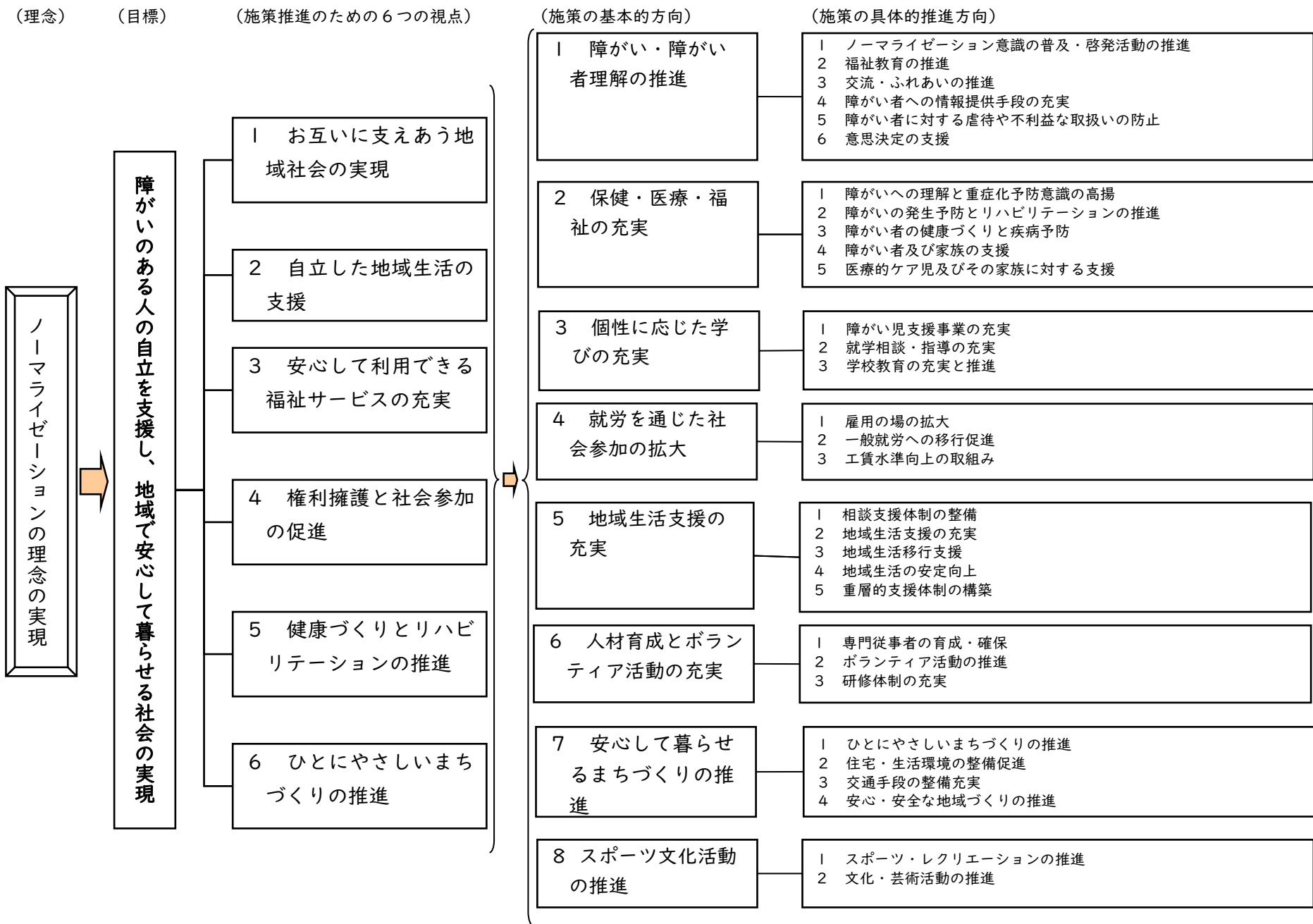


奥州市障がい福祉計画・奥州市障がい児福祉計画

～障害者総合支援法・児童福祉法に基づく計画～

本市における障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策などをまとめた計画

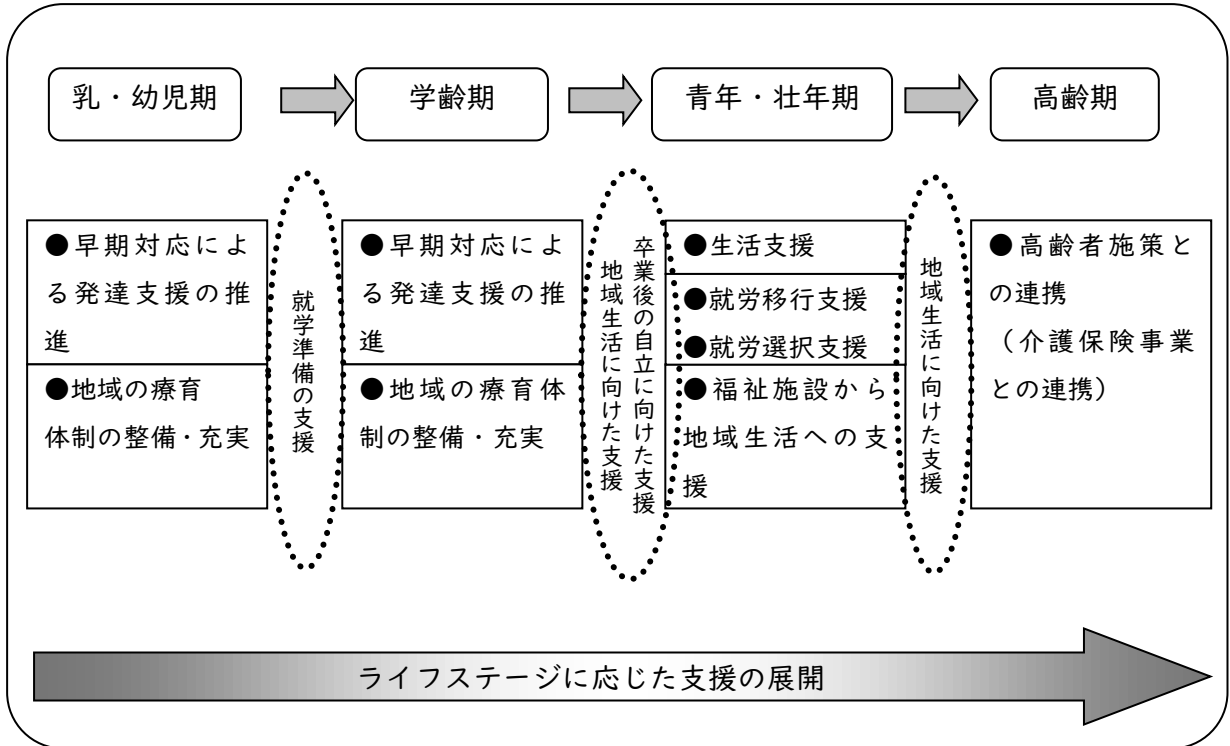
奥州市障がい者計画の施策体系



4 計画の推進

《計画の対象》

奥州市障がい者計画の内容は、奥州市全住民が関係する施策であり、地域住民との連携を取りながら、障がい者のライフステージに応じた支援を図る計画とします。



第1章 総論

第1節 奥州市の現状

第2節 障がい者の状況

第1節 奥州市の現状

1 自然条件

平成18年2月20日に水沢市・江刺市・前沢町・胆沢町・衣川村が合併し、「奥州市」となった本市は、岩手県南内陸部の中央部に位置し、盛岡市へは約65km、仙台市へは約118km、東京へは470kmの距離にあります。本市の形状は北東から南西に細長く、市の面積は993.35km²と、県内14市の中で3番目に広大な面積を有しています。

市の南北を、国道4号や東北本線とともに、東北縦貫自動車道、東北新幹線の広域交通の幹線が縦貫、更に東西方向には秋田県と三陸沿岸を結ぶ国道が横断するなど、交通の要衝となっています。



2 人口

総人口は、平成30年3月31日時点には118,166人を数えておりましたが、令和7年3月31日時点では107,170人となっており、減少傾向を示しています。

【人口の推移（各年度3月末現在 単位：人） 奥州市市民課提供】

区分	平成29年度	令和2年度	令和6年度
総人口	118,166	114,019	107,170
男	57,110	55,455	52,356
女	61,056	58,564	54,814
18歳未満人口	17,060	15,620	13,596
18～64歳人口	61,666	58,270	54,148
65歳以上人口	39,440	40,129	39,426

第2節 障がい者の状況

1 身体障がい者（児）

本市における身体障害者手帳所持者は、4,001人（令和7年3月31日現在）で、市の人口の約3.7％となっています。年齢別では、18歳未満が67人、18歳以上64歳未満が883人、65歳以上が3,051人となっており、65歳以上が所持者全体の約76.2％を占めています。

【障がい部位別・等級別身体障害者手帳所持者数（各年度3月末現在 単位：人） 奥州市福祉課資料】

平成29年度

	～17歳	18～64歳	65歳～	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	1	85	250	110	95	29	26	45	31	336
聴覚・平行機能障がい	11	73	360	6	106	64	51	4	213	444
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	25	34	2	6	27	24			59
肢体不自由	35	640	1,970	530	499	464	697	321	134	2,645
内部障がい	33	285	1,038	904	9	141	302			1,356
合計	80	1,108	3,652	1,552	715	725	1,100	370	378	4,840

令和2年度

	～17歳	18～64歳	65歳～	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	1	74	227	111	88	27	21	30	25	302
聴覚・平行機能障がい	12	76	298	7	92	61	42	5	179	386
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	22	31	1	7	22	23			53
肢体不自由	34	554	1,715	471	432	381	608	285	126	2,303
内部障がい	32	288	1,104	888	12	153	371			1,424
合計	79	1,014	3,375	1,478	631	644	1,065	320	330	4,468

令和6年度

	～17歳	18～64歳	65歳～	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	0	59	202	107	75	22	14	24	19	261
聴覚・平行機能障がい	9	68	282	11	78	51	76	3	140	359
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	19	25	7	5	15	17			44
肢体不自由	29	479	1,422	412	354	312	512	224	116	1,930
内部障がい	29	258	1,120	798	6	155	448			1,407
合計	67	883	3,051	1,335	518	555	1,067	251	275	4,001

2 知的障がい者（児）

令和7年3月31日現在の療育手帳所持者は、18歳未満が150人、18歳以上64歳未満が912人、65歳以上が212人、合わせて1,274人で、市の人口の約1.89%となっており、毎年増加する傾向となっています。

【判定別療育手帳所持者数（各年度3月末現在 単位：人） 奥州市福祉課資料】

平成29年度

	～17歳	18～64歳	65歳～	合計
A	58	286	55	392
B	104	569	93	766
合計	166	855	148	1,158

令和2年度

	～17歳	18～64歳	65歳～	合計
A	48	297	59	404
B	104	582	110	796
合計	152	879	169	1,200

令和6年度

	～17歳	18～64歳	65歳～	合計
A	56	290	74	420
B	94	622	138	854
合計	150	912	212	1,274

3 重症心身障がい者（児）

県が平成27年度に行った調査では、胆江圏域（奥州市及び金ヶ崎町）における重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複した状態にある方の人数は、入院中の方が8人、在宅の方が10人となっています。

4 精神障がい者（児）

令和7年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は、18歳未満が39人、18歳以上64歳未満が742人、65歳以上が185人、合わせて966人で、市の人口の約0.8%となっております。

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年度3月末現在 単位：人） 奥州市福祉課資料】

平成29年度

	～17歳	18～64歳	65歳～	合計
1級	15	242	79	336
2級	15	331	67	413
3級	2	78	12	92
合計	32	651	158	841

令和2年度

	～17歳	18～64歳	65歳～	合計
1級	18	196	93	307
2級	13	447	78	538
3級	8	99	14	121
合計	39	742	185	966

令和6年度

	～17歳	18～64歳	65歳～	合計
1級	16	258	120	394
2級	24	613	109	746
3級	16	152	17	185
合計	56	1023	246	1,325

5 自立支援医療（精神通院）受給者数

令和7年3月末の受給者数は2,274人（市の人口の約2.1％）で、増加傾向にあります。

【自立支援医療（精神通院）受給者数（各年度末現在 単位：人） 奥州市福祉課資料】

	～17歳	18～64歳	65歳～	合計
平成29年	138	1,305	238	1,681
令和2年	183	1,501	315	1,999
令和6年	108	1,761	405	2,274

6 難病罹患者

正確な罹患者数の把握はできていませんが、「特定疾患医療受給者証発行数」は1,070人（令和7年3月31日現在）で、市の人口の約1％であり、発行数は微増傾向にあります。

【特定疾患医療受給者証発行数（各年度末現在 単位：人） 岩手県健康国保課提供】

平成29年	892
令和2年	978
令和6年	1,070

※数値は、申請に基づく特定医療費（指定難病）受給者証の発行数であり、難病罹患者の数ではない。

※1人の方が複数の難病疾患を罹患している場合、それぞれの疾患で数値に計上していることから、実人数ではない。

7 発達障がい者（児）

発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠如・多動性障害その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとされています。

発達障がい者（児）数については、正確な人数の把握ができていないのが現状ですが、本市における精神障害者保健福祉手帳所持者のうち、18歳未満の9割以上は「発達障害」が原因で手帳を取得しています（18歳以上については、市において詳細が確認できない年金証書による申請が多く、その割合は不明）。また、自立支援医療（精神通院）受給者のうち、「心理的発達の障害」や「小児（児童）期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害」といった発達障害ではないかと見られる症状で受給している人の割合は次のとおりとなっています。

【自立支援医療（精神通院）受給者実数（各年度末現在 単位：人） 奥州市福祉課資料】

	合計	うち発達障害が疑われる人
平成29年度	1,681	208
令和2年度	1,999	271
令和6年度	2,274	485

8 高次脳機能障がい者

高次脳機能障がいとは、疾病の発症や事故による受傷により脳の器質的病変に起因すると認められる記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がい、失語、失行、失認等の認知機能の障がいとして政令で定めるものをいい、外形上判断しづらく日常生活、社会生活に困難を有する障がいです。患者数は全国で約23万人と推計されています。

(厚生労働省)

全 国		奥 州 市	
総人口 (R7.8.1現在)	高次脳機能障がい 患者数 (推計)	人口 (R7.7.31現在)	高次脳機能障がい 患者数 (推計)
123,268,000人	230,000人	106,684人	199人

奥州市地域自立支援協議会、いわてリハビリテーションセンターが実施主体となり、高次脳機能障がいについての理解促進、啓発普及等を目的とした研修会を実施しています。

第2章 各論

- 第1節 障がい・障がい者理解の推進
- 第2節 保健・医療・福祉の充実
- 第3節 個性に応じた学びの充実
- 第4節 就労を通じた社会参加の拡大
- 第5節 地域生活支援の充実
- 第6節 人材育成とボランティア活動の充実
- 第7節 安心して暮らせるまちづくりの推進
- 第8節 スポーツ文化活動の推進

第1節 障がい・障がい者理解の推進

《関連するSDGsのゴール》



《関連する奥州市版SDGsのゴール》



《現状と課題》

障がいの有無に関わらず、社会の一員として安心して生活を送るためには、障がいのある人に対する各種施策を実施するだけでなく、市民一人ひとりが理解を深め、偏見・差別のない社会（地域）にしなければなりません。

障がいのある人や障がいに対する偏見や差別をなくし、ノーマライゼーションの理念を浸透させるとともに合理的配慮の必要性、さらには障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めることで、すべての地域住民が互いを理解し受入れる「地域共生社会の実現」に向け、各種啓発活動の推進を図るとともに、各種行事を開催し、障がいのある人と障がいのない人の交流に努め、相互の理解を深めます。

《重点目標》

- 1 ノーマライゼーション意識の普及・啓発活動の推進
- 2 福祉教育の推進
- 3 交流・ふれあいの推進
- 4 障がい者への情報提供手段の充実
- 5 障がい者に対する虐待や不利益な取扱いの防止
- 6 意思決定の支援

重点目標1 ノーマライゼーション意識の普及・啓発活動の推進

行事や広報等を活用した普及啓発を行い、障がいのある人への理解と認識を深めます。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 広報や講演会等を通じた啓発活動の実施	<p>① 障がいや障がい者（児）に対する正しい理解と認識を深めるため、市民を対象に、広報誌、ホームページ、SNS、パネル展示、講座等により、ノーマライゼーション意識の普及と障がい者理解を図ります。</p> <p>② 制度改正や新たな法律の施行に当たっては、広報や市のホームページ等で市民に広く周知し、制度理解の促進を図ります。</p>
(2) 「障害者週間」を中心とした広報・啓発	<p>「障害者週間」に合わせて、岩手県や障がい者団体が行う啓発活動に協力し、広く市民が障がい者への理解を深められるよう広報・啓発を図ります。</p>

(3) 心の健康に関する普及啓発	自分の心の状態を把握し、自身のセルフケアの一助となるよう、心の健康に関する講座等を実施します。
(4) 関係機関を対象とした研修等の充実	普及啓発のキーパーソンとなる関係機関職員を対象に、障がい福祉にかかる専門知識習得の機会を増やします。
(5) 合理的配慮の実施	① 障害者差別解消法に基づき、障がいの有無により分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、障がい者(児)が活動を制限されることなく日常生活や社会生活を送りやすい環境づくりを推進します。 ② 県の「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」を推進し、市民に広く周知するよう努めます。

重点目標 2 福祉教育の推進

幼稚園、保育所や認定こども園、小・中学校における障がいのある人との交流の機会の拡大や福祉教育・交流学习の充実、地域における福祉教育を推進します。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 教職員への障がい児教育理解の啓発	多種多様な障がい、特別学級などの運営、乳・幼児期や学齢期といった各ライフステージにおける支援及び次のライフステージへの滞りのない移行について、教職員の共通理解を深めるための各種研修を行います。
(2) 福祉教育の推進	「地域共生社会の実現」に向け、児童生徒が、障がい者や高齢者に対する共感と理解を深め、心豊かな人間として成長していけるよう、各学校において、共に学ぶ機会の拡充に努めるとともに、総合的な学習の時間や特別活動等を通じて、障がい者・高齢者等との交流や福祉施設での体験活動等を推進します。

重点目標 3 交流・ふれあいの推進

障がい者団体等と地域住民との交流機会の拡大、障がい者団体等が市民との交流・ふれあいを目的とするスポーツ、文化、レクリエーション等の活動を積極的に支援します。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 交流・ふれあいの拡大と充実	障がい者スポーツ交流会や芸術祭などの開催を支援し、障がい者をはじめ多くの市民に参加を呼びかけ、市民との交流・ふれあいの機会の場を提供します。
(2) 家族教室の充実	障がい者の家族等を対象に、病気や障がいに対する正しい知識や対応の方法を学ぶ場及び家族相互の交流を深める機会を提供することにより、障がい者の自立・社会復帰の促進、家族の健康の増進を図ります。

重点目標 4 障がい者への情報提供手段の充実

障がいのある人が、必要な情報を容易に得られるよう情報提供の支援体制の整備を促進します。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 聴覚障がい者福祉への関心と理解の啓発	① 県の「言語としての手話を使用しやすい環境の整備に関する条例(岩手県手話言語条例)」を推進するとともに、市民に広く周知するよう努めます。 ② 「手話は言語であること」の周知及び手話に触れる機会を提供することにより、コミュニケーションが取れる人を増やし、聴覚障がい者福祉に対する理解と関心を深める活動を進めます。
(2) 情報アクセシビリティの向上	① 障がい福祉サービスの情報を市のホームページに掲載します。 ② 視覚障がい者に対応した声の広報の推進を図ります。 ③ 聴覚障がいに対応した、手話通訳者・要約筆記者の養成を推進し、派遣体制の充実を図ります。 ④ 点字点訳による情報提供の推進を図ります。
(3) 読書バリアフリーの推進	視覚障がいのある方や読むことが困難な方など、すべての人が読書をしやすい環境の整備を推進します。

重点目標5 障がい者に対する虐待や不利益な取扱いの防止

障がい者に対する虐待や偏見、差別をなくし、障がい者の尊厳を守り、自立や社会参加を促進します。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 虐待の防止・解消	障がい者虐待防止センターで虐待の相談や通報を受けるとともに、虐待の事実を確認したときは、関係機関と協力してその解消に努めます。 また、障がい者だけではなくその養護者に対しても、必要に応じて支援を行います。
(2) 不利益な取扱いの解消	障がい者に対する不利益な取扱いについて、社会福祉協議会で相談を受けるとともに、関係機関と協力して社会的障壁の除去に努めます。
(3) 虐待や不利益な取扱いを防止する意識の啓発	障がい者に対する虐待や不利益な取扱いを防止する意識の啓発のため、広報誌やパンフレット、ポスター等の活用や、各種研修を行います。

重点目標6 意思決定の支援

自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障がい者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うための取り組みを支援します。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 意思決定支援の普及	福祉事業者をはじめ障がい者に関わる多くの方々に対し、意思決定支援ガイドラインを普及します。
(2) 意思決定支援に係る研修の実施	意思決定支援の在り方、具体的手法についての研修を、関係機関と連携して実施します。

第2節 保健・医療・福祉の充実

《関連するSDGsのゴール》



《関連する奥州市版SDGsのゴール》



《現状と課題》

健康に関心を持ち、持てる力を活用してより快適に生活を営むためには、積極的な健康づくりや、障がいの重度化を防ぐための早期発見・早期治療や早期療育、適切なリハビリテーション（「リハビリテーション」を含む）や医療的ケアを受けることができる支援体制整備と保健・福祉・医療・教育の連携が必須です。

また、障がい者が住みなれた地域で安心して生活していくためには、障がいに対する理解を深め、心のバリアフリーを進めることが重要です。

特に精神障がい者については、その誤解や偏見が未だに解消されない現状がある中、入院医療中心から地域ケア中心へ移行を進めるためには関係機関、団体、地域の理解と連携がますます必要になってきます。

また、日常生活の上で医療的ケアを必要としている子どもやその家族が適切な支援が受けられるよう、令和3年に施行された「医療的ケア児及びその家族の支援に関する法律」に基づいた支援の拡充が求められています。

《重点目標》

- 1 障がいへの理解と重症化予防意識の高揚
- 2 障がいの発生予防とリハビリテーションの推進
- 3 障がい者の健康づくりと疾病予防
- 4 障がい者及び家族の支援
- 5 医療的ケア児及びその家族に対する支援

重点目標1 障がいへの理解と重症化予防意識の高揚

障がいといっても多種多様な障がいがあり、その原因、誘因も多岐にわたっています。

広く、みんなが障がいを理解するとともに、重度化の防止、リハビリテーションへの理解と関心が高まるよう普及啓発を進めます。また、障がい者に対する誤解や偏見を取除くために、正しい知識の普及を図り、心のバリアフリーを推進します。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 障がい特性の理解	身体障がい・知的障がい・精神障がいの三障がいの他、高次脳機能障がい、発達障がい等様々な障がいの特性を理解するための普及啓発を行います。
(2) 健康づくり、予防、リハビリテーション意識の高揚	生活習慣病の予防、がんの早期発見、検診受診の重要性、早期療育早期治療、リハビリテーションの重要性についてのPRを行います。

重点目標2 障がいの発生予防とリハビリテーションの推進

障がいの中には予防が可能なもの、早期に発見することである程度、重度化を予防できるものもあります。

例えば、脳卒中後遺症による肢体の障がい、糖尿病性網膜症による視覚障がい、腎疾患や糖尿病の重度化によるじん臓機能障がい、喫煙が誘因と考えられる呼吸器障がい、直腸がん術後の直腸機能障がい等がそれにあたると考えられます。

予防できるものは予防するとともに、早期発見・早期治療、早期療育、早期リハビリテーションにより、できるだけ障がいが重度化することを予防し、自立した生活ができるようにすることが望まれます。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 母子保健の充実	疾病や障がいの早期発見・早期対応を図るとともに、保護者が安心して子育てを行うことができるよう、妊産婦や乳幼児への訪問、健康診査、健康教育等の充実を図ります。
(2) 各種検診受診の推進と検診後の管理	特定健診及びがん検診等住民健（検）診の周知、有所見者への受診勧奨により早期発見、早期治療を推進します。
(3) 治療及びリハビリテーションの継続	病気が発見された方への治療、リハビリテーションの継続を勧奨し重症化を予防します。

重点目標3 障がい者の健康づくりと疾病予防

障がいのある人が身体の健康保持、増進に必要な支援を受けることにより、自らの「健康」や「体力」について、現在よりも安心感が得られるようになることを目指します。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 健康づくり	① 健康づくり事業への参加の推進 ② 定期的な運動の機会の提供及び参加の推進 ③ 健康づくり意識を高めるための啓発活動の推進
(2) 生活習慣病の予防	規則的な生活リズム、食生活改善、禁煙や適正飲酒を勧奨します。学習の機会の提供と参加を推進します。

重点目標4 障がい者及び家族の支援

積極的に地域で活動している障がい者やその家族がいる反面、積極的に社会参加できずにいる障がい者や家族がいることも事実です。

障がい者とその家族が孤立することなく、心豊かな生活を送ることができるよう支援を行います。

また、親なき後に備えた計画や、自立生活の支援を強化します。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 障がい者とその家族の生活支援	① 保健・福祉サービスの利用方法についての情報提供や相談窓口の周知に努めます。 ② 保健・福祉サービス提供者の知識と質の向上を図るため、各種研修会への積極的参加を促すとともに、人的支援体制の強化に努めます。
(2) 「親なき後」の支援	「親なき後」の多岐にわたる課題に対応するため、地域自立支援協議会において、介護保険及び重層的支援体制等の関係機関と連携し、具体的な支援策を検討します。 これにより、支援体制の構築を進め、親なき後も安心して生活できる環境の整備に取り組みます。
(3) 障がい者団体及び家族会の育成と支援	障がい者団体及び家族会への参加を促進し、それらの団体等への活動支援を行います。
(4) 障がい者ボランティアグループの育成と支援	精神障がい者ボランティア、傾聴ボランティア、手話サークル、ガイドヘルプ、移送ボランティア等の障がい者支援ボランティアグループの育成・支援を行います。

重点目標5 医療的ケア児及びその家族に対する支援

医療的ケア児及びその家族の支援に関する法律に基づき、医療的ケア児とその家族を地域で支えられるように、地域における支援体制を構築します。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 医療的ケアに関する情報提供の充実	保健・福祉サービス事業及び相談窓口の周知に努め、医療的ケア児やその家族が安心して生活できるよう支援を行います。
(2) 医療的ケア児とその家族に対する支援体制の構築	医療的ケア児とその家族に対し、地域自立支援協議会医療的ケア児等支援部会を中心とし、関係機関が連携し、各ライフステージにおける支援内容の検討、関係機関によるネットワークの構築等に努めます。

第3節 個性に応じた学びの充実

《関連するSDGsのゴール》



《関連する奥州市版SDGsのゴール》



《現状と課題》

障がいのある子どもが、いきいきと個性を發揮しながら生活し、その可能性を伸ばしていけるよう、一人ひとりの障がいの状態や特性に応じて、専門的な知識や技術、愛情をもって教育を行っていくことが大切です。療育や学校教育は自立支援の第一歩であることから、ニーズに配慮したきめ細やかな教育を行うとともに、医療・保健・教育・福祉などが連携し、乳幼児期から学校卒業まで、継続的なかかわりをもって支援する体制づくりが求められています。

このため、令和7年3月策定の「第3次こどもの権利に関する推進計画」及び「第3期奥州市子ども・子育て支援事業計画」と連携して、障がいのある子どもへの支援策を推進していきます。

また、平成17年4月に施行された「発達障害者支援法」により、これまで制度の谷間におかれていて、必要な支援が届きにくい状態となっていた、発達障がいのある人に対する理解や支援を促進するとともに、関係機関との連携を確保していくこととします。

《重点目標》

- 1 障がい児支援事業の充実
- 2 就学相談・指導の充実
- 3 学校教育の充実と推進

重点目標1 障がい児支援事業の充実

障がいのある子どもの親や家族にとっては、障がいを受入れることをはじめ、継続的な療育の確保や経済面など様々な不安があります。そうした中で「一人で抱え込み、子どもの障がいを受入れることができなかった」、「専門機関に必要な情報が引継がれていない」、「学童期になると情報源や相談機関が少なくなる」等の声があり、一貫して助言指導を行う体制整備と、個々の障がい児とその家族の多様なニーズに対応できる支援体制が構築され、市内のどこに住んでいても同じ療育が受けられるシステムの構築を図ります。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 地域療育の拠点づくり	奥州市子育て総合支援センター(奥州市子ども発達支援センター)を初期相談窓口とし、相談内容に応じて相談機関への情報提供を行い、市内全域で同じ療育が受けられる体制を作ります。また、本市における一貫した障がい児療育の拠点として、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士などによる専門的な指導と、医療機関との連携を含めた総合的な支援体制の整備に努めます。
(2) 幼児ことばの教室の充実	言語発達に遅れの見られる幼児に対する言語相談や幼児期からのことばの療育指導を充実させるとともに、就学後のことばの教室への連携体制の整備を図ります。
(3) 就学前保育等の充実	家族形態や就業形態の多様化や、集団生活の中で発達を促したいという保護者のニーズに対応するため、幼稚園、保育所や認定こども園への障がいのある子どもの受入れを促進します。 また、療育指導に携わる専門職員の知識と技能の向上を図るため、各種研修会への積極的参加を促すとともに、人的支援体制の強化に努めます。
(4) 発達支援システムの構築	精神、運動、言語発達の上で、経過観察・指導が必要な乳幼児とその保護者に対し、奥州市子育て総合支援センター(奥州市子ども発達支援センター)が中心となり、地域自立支援協議会療育部会等にて、関係機関が連携し一体的に相談・支援ができるよう発達支援システムの構築に努めます。 また、発達に支援の必要な児童が、乳・幼児期から成人するまで途切れることなく支援を受けられるようにするため、保護者と関係機関との情報共有ツールである「おうしゅうサポートファイル ぱれっと」の活用を進めます。

重点目標 2 就学相談・指導の充実

障がいのある子どもの就学については「専門的機関で教育を」と考える保護者がいる一方、「通常学級で学ばせたい」と考える保護者も多くいる現状です。こうした保護者のニーズを適切に把握する相談体制の充実に努めます。

また、就学支援委員会では、専門委員会を各地域(合併前旧市町村単位)に設置することにより、特別支援にかかる子どもたちに適した就学場所が検討できるような体制づくりに取り組んでいます。今後とも個々の障がい特性に応じた教育を推進するため就学支援委員会の充実に努めます。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 就学相談体制の充実	学校等における就学相談等の取組みに対する支援を充実します。 また、療育教室や幼稚園、保育所及び認定こども園等の関係機関と連携し、情報の共有化や一貫した支援が効果的に行われるよう相談体制の充実に努めます。
(2) 教育的ニーズに応じた就学支援の推進	保護者の希望を尊重しながら、本人の意向や能力、障がいの状況を踏まえ、適切な進路が選択できる進路指導に努めます。

重点目標3 学校教育の充実と推進

本市では現在、市内小中学校25校すべてに特別支援学級が設置されています。また、小学校6校にことばの教室、小中学校それぞれ2校に学習障がい（LD）等の通級指導教室が設置されています。障がいのある児童生徒の的確な把握に努め、個に応じた教育課程の編成により学習指導や個の自立に向けた指導の充実に努めています。専門的な支援を求めるとともに、身近な地域の学校で学ばせたいという保護者のニーズに対応するため、各学校における特別支援教育の充実を図る必要があります。

また、学習障がい（LD）、注意欠如・多動性障がい（ADHD）、アスペルガー症候群などの発達障がい児を含め、障がいのある児童生徒が学習や学校生活に適應できるよう、特別支援教育支援員の配置を進めているほか、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）とも連携しながら支援を行っています。

特別支援教育にかかる諸条件の整備については、保健、福祉、医療機関との連携はもとより、特別支援学校との学校間の連携の充実を図ることが重要です。

このほか、福祉に対する理解と関心を深め、学校教育における福祉教育の充実に努めます。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 学校教育環境の充実	学校全体で障がいのある子どもを支援するという観点から、多様な障がいへの教育上の対応について工夫改善するよう努めます。 また、通常学級において配慮を要する児童生徒への特別支援教育支援員の配置を拡充します。
(2) 特別支援教育の充実	特別支援教育コーディネーターを中心に関係機関との連携を強化し、教育の連続性の確保を図る等、支援の充実に努めます。 教員の専門知識や技術向上のため積極的に研修の機会を提供します。
(3) 福祉教育の推進 (再掲)	「地域共生社会の実現」に向け、児童生徒が、障がい者や高齢者に対する共感と理解を深め、心豊かな人間として成長していけるよう、各学校において、共に学ぶ機会の拡充に努めるとともに、総合的な学習の時間や特別活動等を通じて、障がい者・高齢者等との交流や福祉施設での体験活動等を推進します。

第4節 就労を通じた社会参加の拡大

《関連する SDGs のゴール》



《関連する奥州市版 SDGs のゴール》



《現状と課題》

障がい者が自立心をもって地域でいきいきと生活していくために、就労は社会的・経済的に極めて重要なことです。しかしながら、障がい者をとりまく雇用・就労環境は、その能力を十分発揮できる状況とはいえないのが現状です。

障がい者本人が就労先、働き方についてより良い選択ができるよう、また、障がい者の能力が最大限に発揮できるよう、障がい者雇用の質の向上及び就業を促進し、就労を通じた社会参加拡大に積極的に取り組めます。

《重点目標》

- 1 雇用の場の拡大
- 2 一般就労への移行
- 3 工賃水準向上の取組み

重点目標1 雇用の場の拡大

障がい者の雇用・就労の窓口となる公共職業安定所や胆江障害者就業・生活支援センターをはじめ、関係機関団体と連携を図りながら雇用の拡大を目指します。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 雇用の啓発	事業所等へ障がい者雇用促進のための支援事業や助成制度を、広報等を通じて紹介します。また、当事者の特性や希望に合わせた実習体験が行われる環境に向けて職場実習等の受入れ先の開拓なども関係機関と連携して取り組めます。
(2) 雇用の促進	障がい者雇用率未達成の事業所等に対し、関係機関と連携してセミナー等を実施し達成へ向けた働きかけを行います。市においても、障がい者雇用率の達成を維持するとともに、障がい者の特性に配慮した雇用に努めます。
(3) 就労定着への支援	胆江障害者就業・生活支援センター、就労選択支援事業所、就労移行支援事業所、及び就労継続支援事業所（A型、B型）と連携(就職相談、就業上の相談等)し、就労定着支援事業の利用も含め、職場への定着を支援します。

重点目標 2 一般就労への移行促進

就労を希望する障がい者、または就労の継続を希望する障がい者に対し、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するとともに、一般就労に向けた取組みや能力に応じた就労支援の場の確保を図るほか、就労に必要な情報提供を行います。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 就労選択支援事業所の利用推進	就労選択支援事業所を活用し、就労能力や適性等に合った選択を支援するとともに、必要に応じて事業者等との連絡調整を行い、就労に繋げるよう支援します。
(2) 就労移行支援事業所の利用推進	就労移行支援事業所を活用し、一般就労を希望する人に対して就労に必要な知識や訓練、求職に関する支援等を行います。
(3) 障がい者雇用の推進	障がい者を試行的・段階的に雇入れるトライアル雇用や、長期で安定的な雇用を推進するための雇用助成制度の普及を図ります。
(4) 職親委託制度の普及	知的障がい者が一般就労に必要な知識及び技術等を習得するため、一定期間生活指導、技術習得訓練等を委託する職親委託制度の適正な運用・普及を図ります。
(5) 就労に関連した情報提供	① 通勤手段の確保が課題となっている障がい者に対し、公共交通等に関する情報を収集・提供することで、通勤負担の軽減を図ります。 ② 通勤困難により就労できない障がい者に対し、職場に近いグループホーム等の情報を提供します。

重点目標 3 工賃水準向上の取組み

障がい者就労施設等における生産性の向上を図るため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号）に基づき、奥州市が発注する物品及び役務について、就労支援施設等からの積極的な調達に取り組んでまいります。

また、販路拡大に向け、障がい者施設の製品等の情報発信を支援することで、就労支援施設等で働く障がい者の工賃水準の向上を目指します。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 工賃水準向上支援	<p>① 就労継続支援(B型)や地域活動支援センター(作業型)で働く障がい者の工賃の向上を図るため、岩手県が策定した「岩手県障がい者工賃向上計画」を推進します。</p> <p>② 障害者優先調達推進法に基づき、市の調達方針を作成するとともに、その調達実績を公表することで、障がい者施設等からの積極的な調達の推進を図ります。</p> <p>③ 地域自立支援協議会就労部会と連携して、農福連携への参画や民間企業へ発注の呼びかけ強化をはじめとした、工賃水準向上に向けた各種取組みを行います。</p>
(2) 各種制度の周知	<p>事業主が工賃水準向上につながる制度を有効に活用するよう積極的に情報提供します。</p>
(3) 自主生産品等の情報発信	<p>市や関係機関団体が開催するイベントで、自主生産品を積極的にPRします。</p> <p>また、自主生産品や障がい者施設への発注事例について、広報等による情報発信を行います。</p>

第5節 地域生活支援の充実

《関連する SDGs のゴール》



《関連する奥州市版 SDGs のゴール》



《現状と課題》

障がい者等が住みなれた地域で安心して、また、自立して生活していく上で、必要なサービスや訓練を受けたり、仲間や地域の人たちと一緒に活動する機会を得ることは、有意義かつ大変重要なことです。

そのためには、障がい者等の積極的な社会参加や自立に向けた環境の整備が求められています。

《重点目標》

- 1 相談支援体制の整備
- 2 地域生活支援の充実
- 3 地域生活移行支援
- 4 地域生活の安定向上
- 5 重層的支援体制の構築

重点目標1 相談支援体制の整備

障がい者等が自立した生活を送るためには、必要に応じて情報の提供を受けることのできる相談支援体制が必要です。

また、相談支援の質を高め、地域生活に必要な様々なサービスが適切に利用できるよう、関係機関によるネットワークの充実や相談支援機能の充実を図ります。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 相談支援ネットワークの充実	① 障がい者等がより身近な場所で相談ができるよう、地域バランスにも配慮しながら、社会福祉法人、NPO法人等との協働連携を図ります。 ② 障がい者相談支援の中核的な役割を担う「奥州市基幹相談支援センター」で総合的・専門的な相談及び必要な支援を行います。
(2) 地域連携ネットワークの充実	社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知に努めます。

(3) 相談支援機能の強化	<p>① 相談支援専門員の育成を図るため地域自立支援協議会が中心となって各種研修を進めます。</p> <p>② 相談支援機関や身体・知的障がい者相談員等との連携・協力により、ピアカウンセリングによる相談支援の充実を図っていきます。</p> <p>③ 「奥州市基幹相談支援センター」による専門的指導助言や人材育成支援により地域の相談支援体制強化を図ります。4</p> <p>④ 障がい福祉サービスから介護保険サービスへとスムーズな移行ができるよう相談支援体制の連携を図ります。</p>
(4) 地域自立支援協議会活動の推進	<p>地域の社会資源間のネットワークの核である地域自立支援協議会について、奥州市基幹相談支援センターと連携し活動の推進を図ります。</p>

重点目標2 地域生活支援の充実

障がい者等が地域で安心して生活するためには、いつでも、必要に応じてサービスが受けられる仕組みが重要です。日々の生活を支える様々な地域社会の支援は欠かすことができません。特に、家族による介護のみに頼ることなく、重度の障がい者等も安心して暮らすことができるよう、サービスの質や量の充実を図ります。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 地域生活支援拠点等の充実	<p>障がい者等の重度化・高齢化や「親なき後」も、住み慣れた地域の一員として安心して暮らし続けられ、自立した生活を送るために必要な支援を切れ目なく提供する「地域生活支援拠点等事業」の登録事業所の拡大及び体制強化に努め、事業所間の連携を強化し、地域ぐるみで障がいのある人の生活を支える環境を推進します。</p>
(2) 生活の場の確保	<p>① 県と連携を図り、地域や事業者からの理解を得ながら、重度の障がい者でも地域生活を継続できるよう、グループホームの整備や確保に努めていきます。</p> <p>② 公共施設等を含めた空き物件のグループホームとしての活用を検討します。</p> <p>③ 市営住宅における入居募集時の優遇措置を継続して実施し、生活の場の確保に努めます。</p> <p>④ 「あんしん賃貸支援事業」や「いわて高齢者・障がい者にやさしい住まいづくり制度」、「奥州市高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業費補助」など、障がい者が安心して生活できる住宅の情報などの周知に努めます。</p>
(3) ケアマネジメント体制の強化	<p>障がい者やその家族からの相談に応じ、個々の心身状況やサービスの利用意向、家族介護の状況等を踏まえた適切な支給決定を行うため、関係機関との連携によるケアマネジメント体制の強化を図ります。</p>

(4) 訪問系サービスの充実	三障がいに対応できる事業者や発達障がい等を視野に入れた新規サービスを提供する事業者の確保に努め、サービスの充実を図ります。
(5) 短期入所の充実	重度心身障がい者等の一時的な入所支援を提供する事業所の確保に努めます。
(6) 日中活動の場の充実	障がいの状況や年齢等に応じて支援していけるよう、日中活動系サービスや日中一時支援、地域活動支援センターなどの日中活動の場を確保し、それぞれの状況に応じて自らが選択できるよう、サービスの充実を図ります。
(7) 地域生活支援事業の充実	<p>① 障がい者等の社会参加を積極的に進めるための「移動支援事業」の拡充を図ります。</p> <p>② 障がい者等の社会参加を積極的に進めるための「日常生活支援事業」「社会参加支援事業」の事業内容の充実と、より多くの参加・利用が見込まれるよう情報提供に努めます。</p> <p>③ 聴覚、音声言語機能などに障がいがあり、コミュニケーションが難しい方に、必要に応じて手話通訳者や要約筆者等の派遣を行います。</p> <p>④ 日常生活を営むのに支障がある障がい者等へ日常生活の便宜と生活の質の向上のために給付（貸与）を行なう日常生活用具等の選定について、利用者のニーズに応じた柔軟な対応、適切な利用に係る情報提供及び相談の充実を図ります。</p> <p>⑤ 自宅の浴室での入浴が困難な重度障がい者等に対する移動入浴車による「訪問入浴サービス事業」の周知に努めます。</p>
(8) 事業所間の連携の推進	多様な障がい特性に対応できる援助技術の共有化に向けた、事業者連絡会の開催や事業所間の情報交流など連携体制の構築を進めます。
(9) 共生型サービスの充実	高齢障がい者に対するサービス提供や 65 歳以上になっても使い慣れた事業所でサービスを利用できるよう、障がい者や高齢者が共に利用できる「共生型サービス」の充実・拡大を図ります。
(10) 「親なき後」の支援（再掲）	<p>「親なき後」の多岐にわたる課題に対応するため、地域自立支援協議会において、介護保険及び重層的支援体制等の関係機関と連携し、具体的な支援策を検討します。</p> <p>これにより、支援体制の構築を進め、親なき後も安心して生活できる環境の整備に取り組みます。</p>

重点目標 3 地域生活移行支援

地域で生活したい施設入所者や、受入れ条件が整えば、退院可能な精神障がいのある人々が安心して地域で生活できるよう、関係機関が連携した相談支援・見守り体制の整備を初めとする地域生活移行支援体制を整備し、本人の意向を尊重した地域生活への移行を積極的に支援します。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	<p>① ソーシャルワーカー、病院関係者、保健師、関係者及び関係機関が連携し地域生活への移行を支援する体制の構築を検討します。</p> <p>② 地域生活への不安解消を図るため、退院前の外出支援や施設等への体験通所などの支援を行います。</p> <p>③ 退院後の病状が継続的に安定するよう、医療機関と関係者等が連携して、自立した生活を送ることができるよう支援を行ないます。</p>
(2) 障がい者入所施設から地域生活への移行促進	<p>施設入所中の障がい者の地域生活移行を進めるために必要な多方面との調整について、関係機関で連携して行います。</p> <p>また、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進め、一人ひとりの希望に応じた移行ができるよう支援します。</p>
(3) 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障がい者の地域生活移行支援	<p>福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障がい者の地域生活移行を進めるうえで、地域自立支援協議会等を活用し、連絡・調整が円滑に行われるようにしていきます。</p> <p>また、地域生活移行者及び受入れる地域住民の不安を解消するため、事業者や住民に対する普及啓発等について取組んでいきます。</p>
(4) 居住の場の確保	<p>賃貸住宅への入居希望者で、保証人がいない等の理由で入居が困難な方に対し、入居時に必要な調整等に係る支援を行なうとともに、家主等への相談・助言を通じ、障がい者の地域生活を支援します。</p>

重点目標 4 地域生活の安定向上

障がい者等の生活の安定を図るためには、雇用の確保とともに、自立に向けた経済基盤づくりが必要であることから、障害基礎年金や障害厚生年金、特別障害者手当など制度の周知と申請手続きに対する支援を行います。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 年金、手当等の充実と制度の周知	<p>障害年金、特別障害者手当等、在宅重度障害者家族介護慰労手当及び在宅酸素療法酸素濃縮器使用助成金など各種手当等の制度の周知を図るとともに、関係機関との連携を深め、対象者の適切な把握に努めます。</p>
(2) 関連制度の充実	<p>① 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳制度の周知に努めるとともに、経済的負担を軽減するための、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税の減免制度 ・医療費の助成制度 ・各種交通機関の割引制度 ・市が実施する「福祉乗車券」交付制度 <p>などの周知に努めます。</p> <p>② 生活の安定を目的として年金を支給する「心身障害者扶養共済制度」の周知と加入を促進します。</p>

重点目標5 重層的支援体制の構築

障がい者の地域における生活を支援するためには、障がい者の意向を踏まえ福祉・保健・医療・教育・就労など幅広いニーズに加え、本人のみならず世帯が有する複合的な課題を包括的に受け止めつつ、継続的な伴走支援を行う体制が必要です。

また、近年ではニーズも複雑かつ多様化しており、分野の縦割りを超えて関係機関が協働して地域課題の解決に取り組む体制の整備・構築が必要です。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 重層的支援体制による相談窓口の活用	障がいに関する相談のほか、複合的な課題を包括的に受け止め、総合的に支援する体制整備に向け取り組みます。
(2) 関係機関・団体とのネットワークの強化	保健・医療・福祉・教育などの関係機関・団体等有する機能を明確にし、各々が果たすべき役割分担や連携の体制づくりを行い、関係機関の連携によるニーズに合ったサービスを提供します。

第6節 人材育成とボランティア活動の充実

《関連する SDGs のゴール》



《関連する奥州市版 SDGs のゴール》



《現状と課題》

障がい者等が家族や地域の人々と共に生活していくなかで、個々の状況に応じた多様なニーズに対応し、必要とする適切なサービスが受けられるように、専門的な知識や技能をもった人材の確保が求められています。

また、地域住民等によるボランティア支援は、地域の福祉活動を支える原動力として期待されており、障がい者等の社会参加を促進するうえで重要となっています。

こうした障がい者等を支える人材を積極的に育成していくこと、つまり“ひとづくり”が“まちづくり”の推進にもつながります。

《重点目標》

- 1 専門従事者の育成・確保
- 2 ボランティア活動の推進
- 3 研修体制の充実

重点目標1 専門従事者の育成・確保

障がい者等の多様なニーズや状況に即した対応ができる人材の育成と確保を図ります。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 人材の育成・確保	① 経験、資格、年齢等に捉われず働き方を検討し、働ける人材の確保に努めるとともに、その待遇改善のため、国などへも働きかけも行います。 ② 福祉人材センター、福祉人材バンクにより、福祉サービス関連事業への就労の促進を図ります。 ③ 中学生・高校生等を対象に、福祉の仕事を体験できる機会を設け、将来の福祉従事者の確保を推進します。

重点目標2 ボランティア活動の推進

ボランティアの積極的な育成に努めるとともに、その自主性を尊重しつつ、多様なボランティア活動を広く支援し、障がい者等が参加することでさらに厚みのある地域福祉活動の展開を図ります。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) ボランティア活動の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ① 学校教育、生涯学習等を通じて、ボランティア活動の必要性と意義について浸透を図ります。 ② ボランティア講座の開催を通じて学習機会を提供し、人材の育成とネットワークづくりに努めます。 ③ 広報誌、インターネット等を通じて、ボランティア活動に関する情報を幅広く市民に提供し、地域に即した創意と工夫あふれるきめ細かな福祉活動が展開されるような環境づくりを促進していきます。 ④ 障がいのある人もない人も、共に活動できる場の構築を促進します。
(2) ボランティア活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 友愛訪問（老人クラブ、民生委員・児童委員、ボランティア、婦人団体等による訪問）等、高齢者や障がい者による相互支援活動を積極的に支援します。 ② 企業、民間団体等のボランティア活動を支援します。 ③ 障がい者等がボランティア活動に参加できるよう支援します。 ④ 同じ障がいや悩みを抱えた人同士が、福祉会や家族会の活動を通じて生きた情報を交換し、主体的に社会参加できるよう、自主的な活動を支援します。

重点目標3 研修体制の充実

福祉サービス提供者等の知識の向上や質の高い技能の習得のための研修体制の充実を図ります。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 専門職員の研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 職員を各種研修会に積極的に参加させるとともに、関係機関との相互協力を図りながら、専門職員の資質の向上に努めます。 ② 福祉施設等職場、職域における研修体制の充実を図ります。
(2) 家族介護者等の介護技術の普及	<p>要介護者の家族介護について、家族などに対する介護知識や技術を普及させるため、多様な研修の場の整備と利用拡大に努めます。</p>

第7節 安心して暮らせるまちづくりの推進

《関連するSDGsのゴール》



《関連する奥州市版SDGsのゴール》



《現状と課題》

障がい者のある人が社会の一員として住み慣れた地域で安心して生活するためには、障がい者のある人に配慮した生活環境を整備していくことが不可欠です。

日常生活を送るうえでの重要な基盤のひとつである住宅の整備をはじめ、障がい者等の活動の場を広げ、社会参加をさらに進めるためには、不特定多数の市民が利用する建物、道路、公園等の物理的障壁の除去に積極的に取り組み、安心して利用できる空間整備を計画的に進めていくとともに、安全を守るための緊急時の安全確保対策も含めた総合的な“ひとにやさしいまちづくり”の推進を図ることが求められています。

また、“ひとにやさしいまちづくり”の推進にあたっては、市民や民間事業者の理解と協力を得て進めていく必要があることから、そのための啓発広報等の充実も必要です。

《重点目標》

- 1 ひとにやさしいまちづくりの推進
- 2 住宅・生活環境の整備促進
- 3 交通手段の整備充実
- 4 安心・安全な地域づくりの推進

重点目標1 ひとにやさしいまちづくりの推進

障がい者、高齢者にやさしいまちづくりは、すべてのひとにやさしいまちづくりの推進につながるという視点に立ち、市民・民間事業者等の協力のもと推進していきます。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) ひとにやさしいまちづくり事業の推進	① 障がい者等が地域社会において、主体的に社会参加の促進を図るために、ノーマライゼーションやユニバーサルデザインの考え方に基づいた生活基盤の整備、障がい者や高齢者にやさしいまちづくり事業の促進を図ります。 ② 県の「ひとにやさしいまちづくり条例」について、広く市民、民間事業者等に周知するよう努めます。 ③ 民間事業者が高齢者・障がい者等に配慮した施設の整備（自動ドアやスロープの設置等）を行う場合に必要な資金を低利で融資する制度の普及に努めます。

重点目標 2 住宅・生活環境の整備促進

障がいのある人が安全で快適な日常生活を送るために、住宅を中心に環境整備を図るとともに、公共施設等についても、市民誰もが安心して利用できるような空間整備の推進に努めます。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 公共的建築物等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 身体障がい者等の利用に配慮した建築計画に基づく公共性の高い民間の建築物の整備促進に向け、その資金を長期、低利で供給する「身体障がい者対応建築物整備促進事業融資制度」の普及に努めます。 ② 市が管理する公共施設等について、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた計画的な整備に努めます。
(2) 公園等の整備	公園や親水施設が、障がい者等の心身の健康増進の場として適切に機能するよう、駐車場や多目的トイレ等の施設の適正管理に努めます。
(3) 在宅生活の支援	障がい者・高齢者等の在宅生活を支援するために、段差解消、手すりの設置等の住宅改修経費の一部を助成します。

重点目標 3 交通手段の整備充実

障がい者や高齢者等の活動範囲を広げ、社会参加を促進するために、快適かつ安全な交通手段の改善と整備を図ります。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 交通関連施設、道路等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 歩道等の整備に併せて段差の解消を図り、また視覚障がい者誘導ブロックの設置検討を行うなど安心して通行できる歩道の整備に努めます。 ② 交通信号機の音響装置、感応装置の設置の普及など安全な横断歩行の誘導を図ります。
(2) 移動支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 重度障がい者等の移動支援を図るため、福祉乗車券事業（タクシー又はバス運賃の一部助成）を継続し、社会参加の促進及び通院等の便宜を図ります。 ② 重度身体障がい者又はその介護者が運転する自動車の改造等に要する経費を助成する事業の周知に努めます。 ③ 身体障がい者が運転免許を取得するために要した経費の一部を助成する事業の周知に努めます。

重点目標4 安心・安全な地域づくりの推進

地域の防犯、防災の組織体制の確立を図るとともに、災害時における避難所の整備と充実、安全な生活環境を提供し、地域全体で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 地域の防犯・防災の組織体制の確立	① 地域の相談員、民生児童委員、社会福祉協議会等と連携し、障がい者等の見守りや安否確認を行うネットワーク(にこにこネット)づくりを促進し、災害時における障がい者等の情報伝達や避難誘導の円滑化を図ります。 ② 災害発生時における初動体制の強化、情報連絡体制の構築及び応急対策の充実を図り、災害に強いまちづくりを目指します。 ③ 奥州市みまもりおーネット等を活用し、日頃から障がい者等の見守り活動を推進し、異常発生時に関係機関へ通報する体制を整えます。 ④ 災害時における避難行動要支援者等について、個別避難計画を作成し、支援の体制を整えます。
(2) 緊急時通報装置の普及	火災や急病等に対応して、火災報知機、自動消火器、緊急通報装置等の日常生活用具の普及に努めます。
(3) 避難所の整備・充実	① 災害時の避難所ともなる地域の公共施設の周知とユニバーサルデザイン化を促進します。 ② 災害時における福祉避難所の設置について、その充実を図ります。
(4) 緊急時支援要請ツールの周知	緊急時における障がい者の支援体制を確立するため、「ヘルプカード」や「おねがいカード」といった、緊急時における支援要請ツールを普及するとともに、市民に広く周知するよう努めます。
(5) 消費者トラブルの防止、防犯対策の推進	消費生活に関する知識の普及、情報の提供等の啓発活動を推進します。

第8節 スポーツ文化活動の推進

《関連するSDGsのゴール》



《関連する奥州市版SDGsのゴール》



《現状と課題》

障がいのある人にとってスポーツ・レクリエーションは心身の鍛錬や機能訓練のみならず、社会参加への大切な機会であり、文化活動に参画することは生活の質を高め、人生を豊かなものにしていく上で大切なことです。

障がいのある人の社会参加を促進する上でも、多様なスポーツ・レクリエーションや文化活動にふれる機会を多く持てるような環境整備を目標として、軽スポーツを中心としたスポーツ種目の普及指導、鑑賞の機会や発表の場を多く設けるなど文化・芸術活動のより一層の推進が必要です。

《重点目標》

- 1 スポーツ・レクリエーションの推進
- 2 文化・芸術活動の推進

重点目標1 スポーツ・レクリエーションの推進

障がいのある人がスポーツ・レクリエーションを通じて、体力づくりや仲間づくり、障がいに関わらず交流が図られるよう、各種の施策を推進します。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) スポーツ施設の整備促進	公共的体育施設のバリアフリーへ向けた施設環境の改善を推進します。
(2) スポーツ・レクリエーションへの参加促進	各種スポーツ大会・レクリエーションの開催を支援するとともに、障がいのある人の積極的な参加を促進します。

重点目標2 文化・芸術活動の推進

障がいのある人が文化・芸術活動を享受し、自らが文化・芸術に興味を持つことができるよう鑑賞・創作・発表等の活動を促進することによる社会参加を促進します。

また、読書バリアフリー法に基づき、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進します。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 文化・芸術活動への参加促進	県障がい者芸術文化祭、市民芸術文化祭、産業まつり等への参加、出品の奨励を行います。

(2) 文化・芸術活動への支援	胆江地区にこにこふれあい運動会、アテルイの里障がい者芸術祭などの文化芸術活動を積極的に支援します。
(3) 読書バリアフリーの推進（再掲）	視覚障がいのある方や読むことが困難な方など、すべての人が読書をしやすい環境の整備を推進します。

第3章

計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

計画を着実に進めていくため、本市の庁内関係課をはじめ、関係機関などを通じて、計画の進捗状況の確認、推進方法などに対する意見を求めながら、計画を推進してまいります。

2 地域における各種関係団体、民間企業等との連携

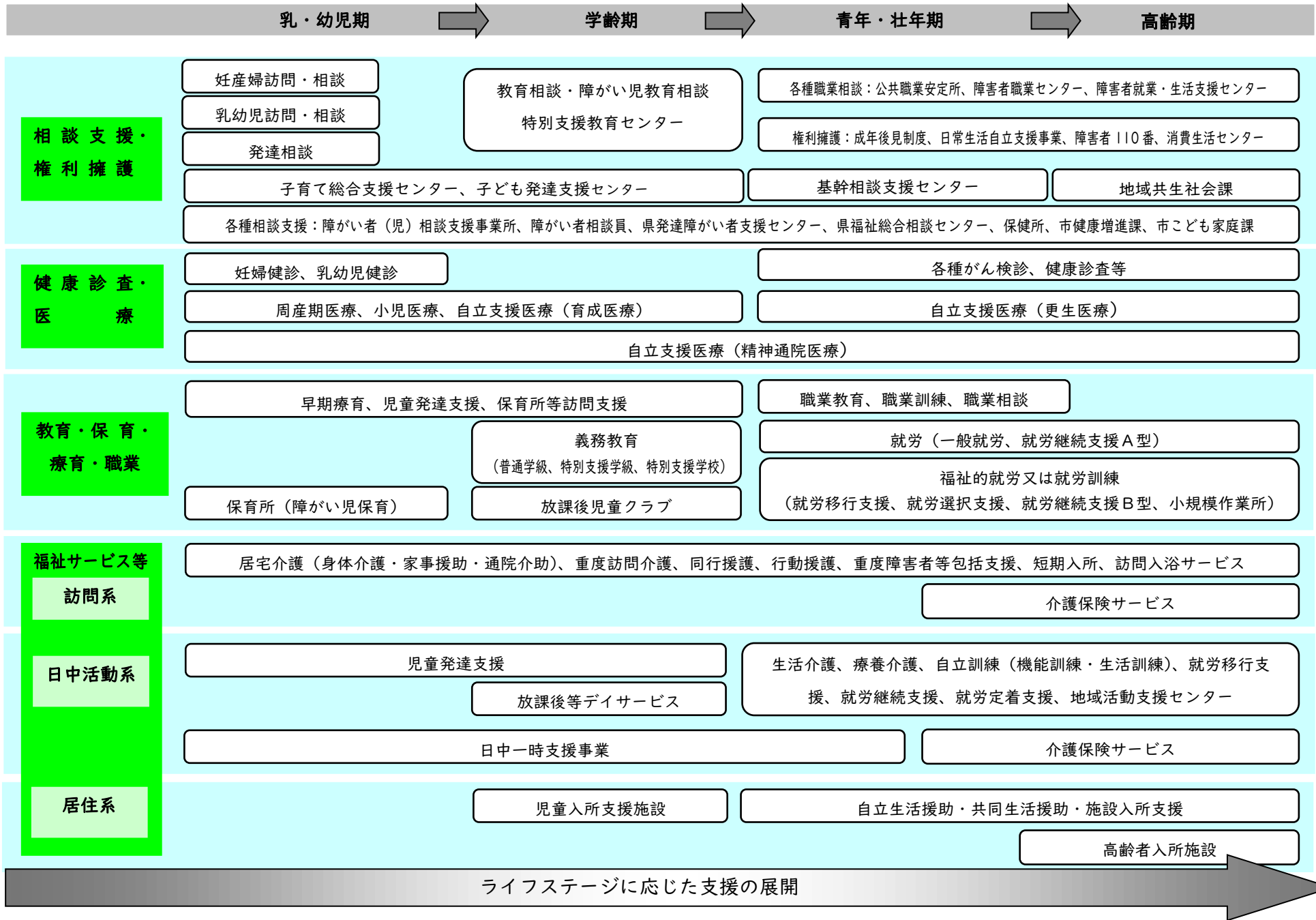
本計画は、障がい者の地域生活移行や就労支援などの実現のため、行政機関だけでなく、市民、各種関係機関や団体、民間企業等と協力して、地域全体で連携しながら計画の推進を図っていくことが今後必要となります。

そのため、こうした課題を踏まえながら、奥州市地域自立支援協議会と、その協議会内に設置する専門部会において障がい福祉施策の進捗状況等の評価及び地域における課題事項等の検討を行います。

3 近隣市町との連携による事業の推進

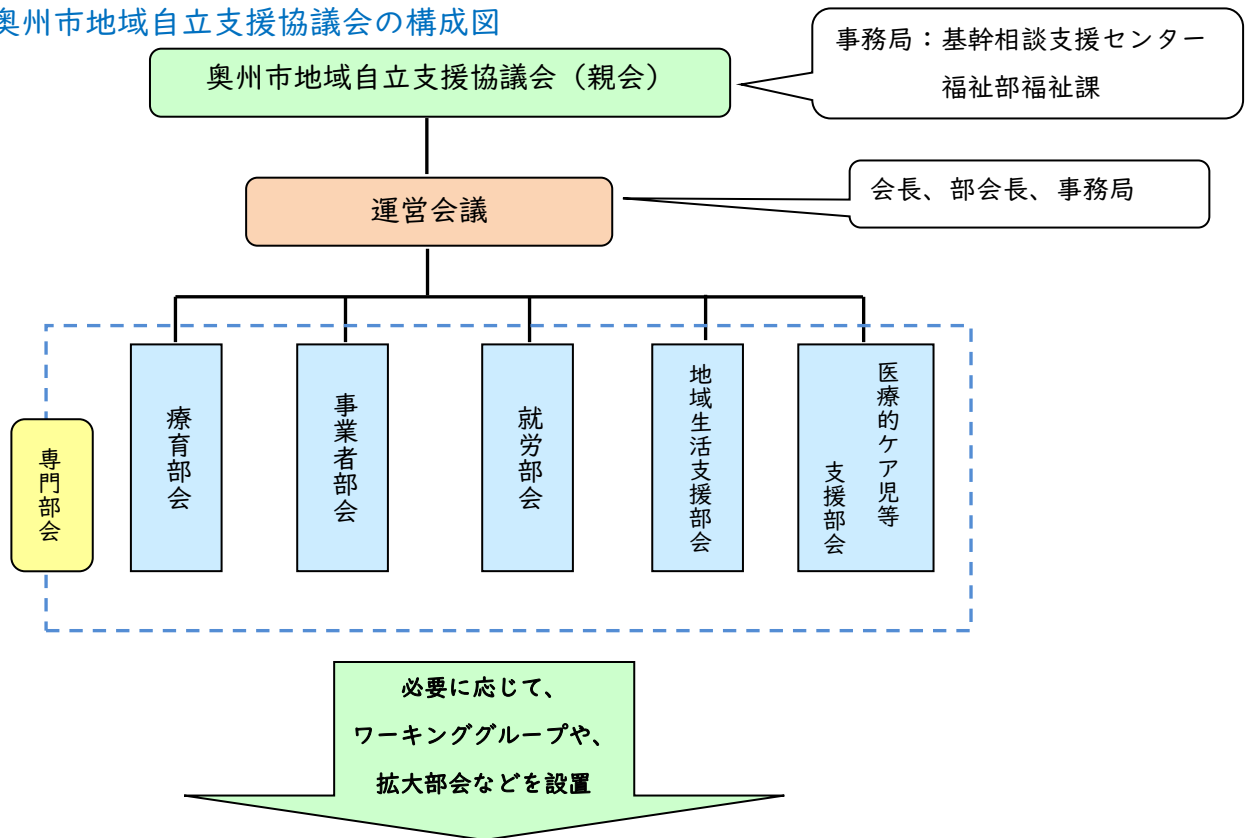
近隣市町と共同により実施している相談支援事業などについては、今後も広域的な調整を図りながら、連携・協力して事業の推進を図ってまいります。

ライフステージごとの支援体制

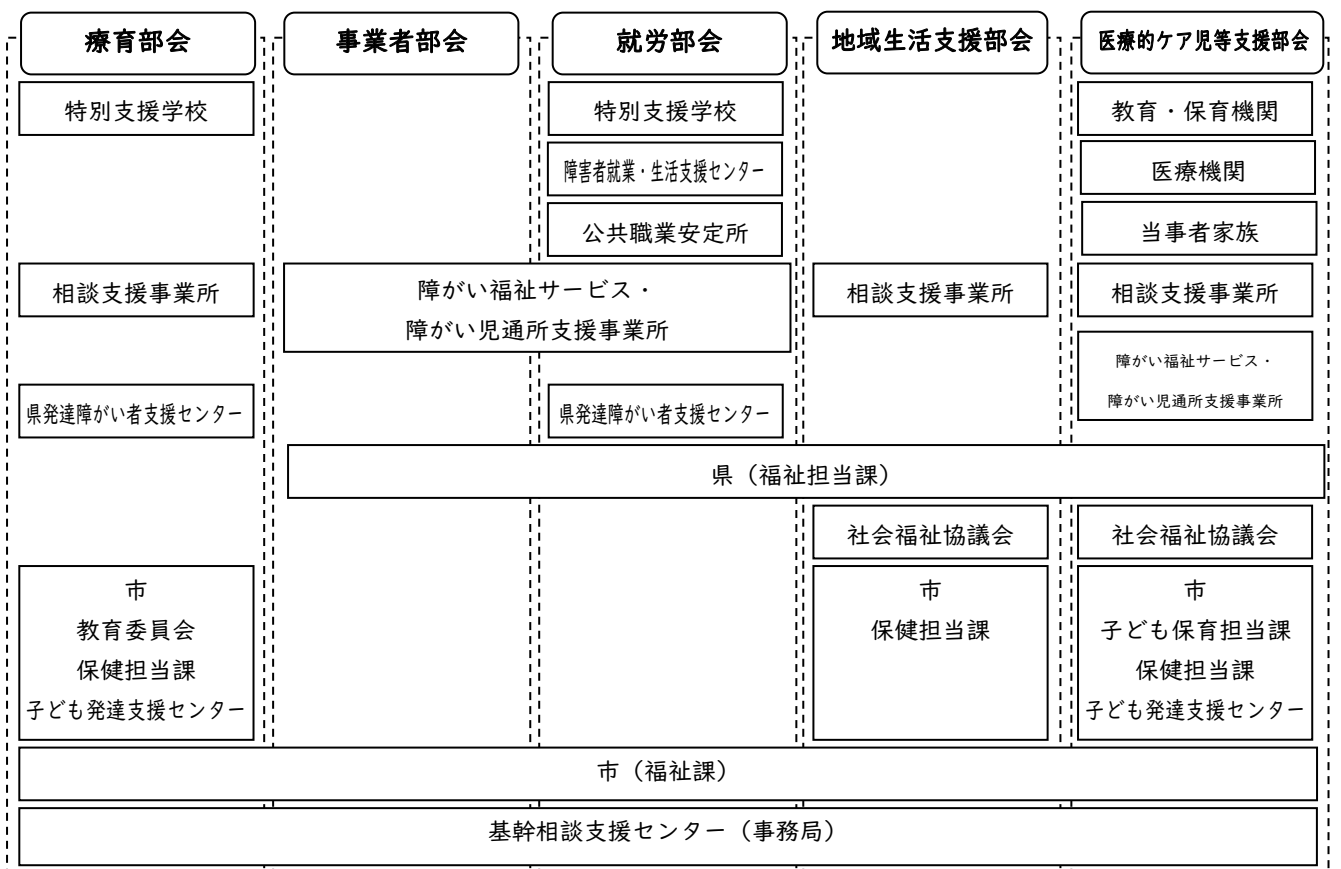


ライフステージに応じた支援の展開

奥州市地域自立支援協議会の構成図



奥州市地域自立支援協議会 専門部会の構成図



卷末資料

- 1 策定関係者名簿
- 2 策定までの経過
- 3 奥州市障害者計画策定委員会
設置要綱

I 策定関係者名簿

奥州市障がい者計画策定委員会

No.	区分	法人・所属	職名	氏名
1	1号委員	奥州市身体障害者福祉会	会長	高橋 清
2	1号委員	奥州市身体障害者福祉会	副会長	石川 利巳
3	1号委員	奥州市身体障害者福祉会	評議員・胆沢 身障会事務局長	千田 勉
4	1号委員	胆江地区育成会連絡会	理事	千葉 文夫
5	1号委員	水沢地区精神障がい者家族会 あゆみの会	会長	阿部 優子
6	2号委員	社会福祉法人ひまわり会 ひまわり園	施設長	長谷川 伸
7	2号委員	社会福祉法人江刺寿生会	業務執行理事	久保田 博
8	2号委員	社会福祉法人白梅会	事務局長	菊地 厚
9	2号委員	社会福祉法人奥州いさわ会 きらきらぼし	施設長	小幡 直哉
10	2号委員	社会福祉法人岩手ひだまり会	理事長	伊藤 恵美
11	3号委員	社会福祉法人ひたかみ福祉会	常務理事	昆野 宏彦
12	3号委員	社会福祉法人愛護会	専務理事	千田 寿人
13	4号委員	一般社団法人奥州医師会	副会長	梶川 恒雄
14	5号委員	奥州市民生児童委員連合協議会	副会長	佐藤 忠助
15	6号委員	奥州市ボランティア連絡協議会	副会長	古藤 博子
16	7号委員	社会福祉法人奥州市社会福祉協議会 生活応援課	課長	高橋 研
17	8号委員	岩手県県南広域振興局 保健福祉環境部 保健福祉室	室長	鎌田 伸二
18	9号委員	岩手県立前沢明峰支援学校	副校長	菅原 寿枝
19	9号委員	水沢公共職業安定所	所長	藤井 崇
20	9号委員	社会福祉法人岩手福寿会 福寿荘指定居宅介護支援事業所	管理者	鈴木 幸一

2 策定までの経過

時 期	内 容
令和7年4月11日	奥州市障がい者計画策定委員の就任同意及び委員推薦依頼
令和7年5月30日	第3期奥州市障がい者計画策定方針決定
令和7年6月1日	奥州市障がい者計画策定委員会委員委嘱
令和7年7月17日	第1回奥州市障がい者計画策定委員会 ・計画の策定方針について ・策定スケジュールについて ・計画に対する意見照会
令和7年9月5日 ～10月31日	アンケート調査実施 (障がい福祉サービス利用者、障がい福祉サービス事業者)
令和7年10月9日 ～10月31日	現計画の評価及び見直し箇所等についての照会 (庁内関係各課)
令和7年12月23日	第2回障がい者計画策定委員会 ・各意見照会、アンケートの結果について ・計画(素案)について
令和8年1月28日	市長・副市長説明
令和8年1月27日 ～2月27日	パブリックコメント実施 ・意見提出者数4人(意見数18件)
令和8年2月5日	議会全員協議会説明
令和8年3月17日	第3回障害者計画策定委員会 ・パブリックコメント実施結果について ・計画最終案について
令和8年3月30日	計画策定
令和8年3月30日	議会報告 ※障害者基本法第11条第8項の規定による
令和8年3月31日	計画公表

3 奥州市障害者計画策定委員会設置要綱

奥州市障害者計画策定委員会設置要綱

平成19年7月30日

告示第189号

(趣旨)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項に規定する市町村障害者計画(以下「計画」という。)を円滑に策定するため、奥州市障害者計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害福祉サービス利用者又はその家族
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 相談支援事業者
- (4) 保健医療関係者
- (5) 奥州市民生児童委員協議会の役職員
- (6) ボランティア団体の構成員
- (7) 社会福祉法人奥州市社会福祉協議会の役職員
- (8) 行政機関の職員
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委員の委嘱又は任命の日から計画の策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 計画の策定及び検討に必要な調査、企画、資料の作成等を行わせるため、委員会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。